

第4回杉並区監視カメラに関する専門家会議

会 議 録

平成15年10月31日(金)

総務課長 それでは、ただいまから第4回の杉並区監視カメラに関する専門家会議を開会させていただきます。よろしくお願いいたします。

今日、区長は所用で欠席してございますので、よろしくお願いいたしますと思います。
では、会長、よろしくお願いいたします。

三好会長 それでは、どうも夜分お集まりいただきまして恐縮でございます。
早速議事に入らせていただきますけれども、最初はまず、配布資料を事務局の方からご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは、本日お手元にご配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1、本日の会議次第でございます。それから資料2、第2回の会議録でございます。資料3、第3回の会議録でございます。それから資料4、利用基準についての大綱でございます。それから資料5、答申についてのご案内でございます。
以上でございます。

三好会長 それでは、第2回会議録、ちょっと説明していただけますか。

総務課長 それでは、前回ご配布申し上げました会議録につきましては、ご指摘をいただいた箇所を修正してございます。これでよろしければ、ホームページ等で公表したいというふうに考えてございます。よろしゅうございましょうか。

三好会長 よろしゅうございますね。では、これはもうこれで結構です。

総務課長 はい、ありがとうございます。

三好会長 では、次は第3回の議事録ですか。

総務課長 本日、お手元に第3回の会議録をお配りしてございます。事前にご配布できなくて申し訳ございませんでした。本日この場で内容をご確認していただくには時間がございませんので、1週間をめぐりご確認後ご連絡をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

三好会長 では、この前と同じように、もし修正すべき箇所がありましたら、1週間以内ということでよろしくお願いいたします。

次は、大綱ですね。

法規担当副参事 それでは、私の方から、前回のご議論を踏まえまして修正をさせていただきます利用基準大綱につきまして、ご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1ページでございますが、第1の目的のところ

ございます。「区民等」と定義をさせていただきました。「区民」から「区民等」へという修正、変更でございます。この部分は、通過者というか、歩行者を含めるべきではないかということで、定義として歩行者を含めるということで「区民等」といたしたところでございます。

次に、第2の定義のところでございますが、「犯罪予防を従たる目的とする場合を含む。」ということで、修正した部分を下線で示してございますが、副次的に犯罪予防を目的とする場合を明確に規定をいたしたものでございます。

それから「ディスプレイ」、これはモニターの方がよろしいのではないかといったようなご議論がございました。「ディスプレイ」と一応はさせていただいた上で、括弧書きで「(映像表示機器)」というふうに説明を加えさせていただいたというものでございます。

それから、1枚めくっていただきまして、次の2ページでございますが、この部分につきましては、「防犯カメラ及び画像」と前回の大綱ではなっていたかと存じますけれども、「設置、利用」を入れるべきではないかというご意見がございました。それを踏まえまして、「防犯カメラの設置、利用及び画像に関し、」というふうに修正をいたしたところでございます。

それから3ページに参りまして、防犯カメラ取扱者等という部分でございます。全体に、語順と申しますか、主語、述語の対応関係を明確にするということで、冒頭に「設置者又は利用者で次に掲げる者(以下「防犯カメラ取扱者」という。）」が、ということで主語を前へ出しております。

それから次に、「公共の場所において」という表現がございました。ここがちょっと不明確というご指摘がございました。そこで「防犯カメラを設置し、」ということで、不明確な表現を明確に改めたということ。

それから、次の行ですが、「映像を録画する場合には、」ということで、文章表現を整えたところでございます。

また、各号列記の5番目でございますが、「その他、公共の場所に準ずるものとして規則で定める一定の基準を超えるものにかかる事業者」ということで、規則委任となりますけれども、一定基準以上のものを対象とするということで規定をし直したところでございます。

それから次に、規則事項の中でございますけれども、「防犯対象区域の明示に関

する事項」というふうにさせていただきました。以前は「設置場所の明示」ということで、ここはいろいろご議論いただいたところでございますが、場所まで特定する必要はないのではないかということで、設置区域の明示で十分ではないかというご指摘をいただきました。それを踏まえまして、ここは「防犯対象区域」ということに修正させていただいたところでございます。

それから、2つ下の点ですが、ここは「防犯カメラ及び画像の安全確保措置」という言葉を使っておりましたが、それを「管理」に改めたところでございます。

一番最後の点のところですが、「本人関与に関する事項」というところをもっとわかりやすく、「本人が視聴できることに関する事項」というふうに表現を改めたところでございます。

1枚めくっていただきまして、次の4ページになりますが、義務規定の表示事項のところでございます。2号、「防犯カメラ作動中である旨」と記載してございましたけれども、作動中であるというところまで表示する必要はないというご議論がございました。そこで、設置しているということで、「設置している旨」というふうに改めたところでございます。

また、規則事項としまして、本人関与に関する事項でありますとか故障時の表示とかいう記載でございましたけれども、それを「連絡先等」ということでまとめて記載したところでございます。

次に、5ページでございますが、第5の4「防犯カメラ取扱者等は、画像の保管にあたっては、撮影時の画像のまま保管するよう」ということで、ここは、改ざん等の防止という表現でございましたけれども、カメラの性格といいますか性質といいますか、そういったことを踏まえまして、「画像のまま保管するよう」というふうに改めたところでございます。

5項目めといいますか、ここは「画像の漏えい、滅失又はき損」としていたところでございますが、それを「盗難の防止」というふうに改めました。

6番目でございますが、ここは「画像を本人が適切に関与することができるように」というふうに前回なっておりましたところを、「画像を本人が視聴できるように、わかりやすく表現をしたところ」でございます。

次に、第6の実効確保策でございますが、原則、勧告前置。指導を行い、勧告を行い、公表するということを原則として、例外的に、ただし書として、必要がある

ときには勧告を行わずに公表することができるという例外規定ということで規定をしたところでございます。

最後、6ページでございますが、第7の苦情申し立てのところでは、冒頭、「区民等は」ということで、第1の「区民等」に表記を合わせたところでございます。

私からは以上でございます。

三好会長 それでは、今まで何回か皆様方のご意見をお伺いいたしまして、大分煮詰まってきたと申しますか、そういう状況にありますので、恐らく、今日が皆さんお集まりいただいて議論する最終の機会になるかと存じますので、何とかまとめていくようにご協力をお願いしたいと思うんです。

この前までの例に従いまして、第1、第2と、1つずつこなしていこうと思っておりますが、まず第1ですが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

石村委員 この「区民等」という定義はどこにいくわけですか。2の方に入りますか。

法規担当副参事 恐らく今後の条例策定に当たってのところになるかと思えます。技術的なことになるかと思えますけれども、この中で「区民等」という言葉が何度か出てまいりますので、通常ですと、定義のところできちんと定義するというふうになるかと思っています。

三好会長 これは私の考えですが、これは、言ってみれば人一般は、なんですね。外国人であろうとだれであろうと、人一般全部なんです。ですけれども、杉並区でつくるということならば、区民を代表する上で「区民等」と。だから、これは恐らく条例ができた暁には、その解説を区報か何か流すことになると思うんですが、そういう中で、この「区民」というのは、とにかく区に入ってきている人はみんな含むんだ、そういう意味で「等」としてあるということの説明でいくより仕方ない。定義しますと、非常に難しいんですよ。足を踏み入れたすべての人間を含むと。要するに杉並区内で撮影された人間、それすべてを含むという趣旨なんですよ。ですから、恐らく定義づけするよりは、そういうことで解説で「区民等」としておいて、これは後の苦情申し立てなんかもございませぬけれども、それも、とにかく映された者は全部できるんだということにならないとおかしいので、何かうまい定義づけはございますか。

石村委員 定義のところに定義として「区民等」で置いてしまうのか。何かをしないと、「区民等」というところでただ解説だけだと、解釈の段階でいろいろな問題が出てくるのじゃないか。

三好会長 いや、問題はむしろ生じないだろうと思うんですよ。とにかく、ここだって人一般の自由と権利利益を保護するためということなので、むしろ解釈で混乱することはあり得ないと思うんですね。

石村委員 わかりました。

三好会長 よろしゅうございますか。その辺でご勘弁いただかないと、定義づけは非常に無理なような気がしますね。

では、第1はこの程度で、余りご異論ないということで、あるいは、これは最後に技術的な問題でまた区の方でいろいろと考えるときに、細かい、てにをはやなんかの改正があるかもしれませんけれども、あるいは言葉遣いですね、それはまたその機会に各先生方のご了解を得るように区の方でいたすと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

では、第2の定義に入りますが、これはこの前問題になりました、ディスプレイと書くか、どう書くかということの問題ですが、これは何か税法か何かにディスプレイという言葉を使っているんですか。

法規担当副参事 地方税法の施行規則ですとか、それから、調べた限りでは関税定率法の別表とかで、条文本体ではないんですけども、法の別表とか規則で……

三好会長 法の別表なら立派な法律ですよ。

法規担当副参事 ディスプレイという言葉は使われておりました。

それから、モニターという言葉もやはり同じ地方税法の施行規則ですとか、関税定率法でもたしか使われていたかと思えますけれども、どちらかというモニターというのはテレビモニターとか、調べた範囲では、その前の言葉にくっついてどうも使われている例が多いような気がいたしましたので、これはディスプレイでもよろしいのかなと。

三好会長 要するに関税定率法なんかで、税金をかけるかかけないかのところに、それが挙がっているわけですか。

法規担当副参事 そうですね。別表の非常に細かい項目がございましたけれども、その中に……。

三好会長 それは要するに我々が普段使っているいわゆるテレビ画面、それをディスプレイと称しているわけですね。

法規担当副参事 そうでございますね。

石村委員 多分、電子帳簿保存法か何かになかったかなと思いますけれども。

法規担当副参事 調べた限りでは見当たりませんでした。

三好会長 それで「映像表示機器」ですか、こういう言葉もよく使われる言葉ですか。

法規担当副参事 いえ、これは今回の造語です。

石村委員 もう1つ問題は、防犯カメラで音声を録音しているものが中にはあるんですけども、その取り扱いが、この場合ですと、「録画のために必要な関連機器」という構成の装置ですと……

三好会長 ですから、音声だけだったら入らないということに当然なる。しかし、音声と録画だったら、録画があれば入る、こういうことになるんじゃないかと思うんです、解釈としては。

ただ、後から問題になったのは、この前いわゆる本人関与ということを少し詳しく書いて、「本人が視聴」と書いて、「視」はいいんですが、「聴」というのが出てくる問題かどうか。例えば、これは後にまたご意見を伺いたいと思うんですけども、この前問題になりましたように、お前さん映っているよということで示すときに、ほかをぼかして、いわゆるスチール写真みたいにしてお出す。そういう場合は聴の問題は、それでは聴をさせてくれないではないかと、こういう議論が起きてくるおそれがあるので、聴という言葉を入れた方がいいかどうか。これは、必ずしも聴くという肖像権の問題で、言葉を録音することをむやみにされない自由ということであるとすると、そうなるのかもしれないですね。

石村委員 通常は、いわゆる会話は録音してはいけないという国もあるんです、監視カメラについては。しかし、果たしてそういうふうに分れるかどうか。

三好会長 難しい問題ですけども、しかし、広い範囲の、例えば街頭につけるものが主体になるわけですから、そうなりますと、いわゆる聴の方の問題は余り差し当たり問題になってこない。将来また機器が進めばいろいろなことがあれてきますが、そのときはそのときのこと、現時点においてはどうかということはありませんので、ここでは定義の中では聴ということに入らないということに割り切

っておられるんでしょうね、立案者というか事務当局の方としては。

法規担当副参事 聴というところの問題意識が実はなかったんですけれども、肖像権ということで、容貌主体ということでもありますから、それは確かに個人情報で、個人を識別できるものであるかどうかということも、画面であれば、明らかにそれで識別できるわけですが、音声もそういう言葉を……

石村委員 だから、防犯カメラを設置する場合、各国の例を見ますと、音声の録音は禁止している場合が非常に多いんですよ、そういう問題が出てくるから。ただ、防犯カメラという以上は、例えば音声を録音していると、お前を殺すぞと言って実際に、というと、殺すぞという言動が録音されているか録音されていないかということが、その犯罪行為に非常に大きな問題になるんですね。

三好会長 ですから、例えば公園あたりに設置したスーパー何とかですね、あれは音声も入っちゃうんですね。そういうことの問題をここの中に取り込むかどうか。ここの前提として、現時点の問題としては一応カメラだけを前提にしていくということではいかがでしょうか。

石村委員 ですから、最低限カメラがあるということは規制の対象になる、音声があるかどうかは別としてね。

三好会長 そうそう。だから、本件の大綱というか、これに基づいてつくる条例は、映像だけを問題にしているということで進んでいくより仕方がないんじゃないか。そうなると、今度直した「視聴」の問題が、ちょっとまた何か別の言葉を考えなきゃならんということになってくる。

石村委員 非常に難しいのは、今まではムービーカメラというのは音声が入らなかったんだけど、今は当然音声が入っているムービーカメラですよ。だから、そのところを、音声が入るものと入らないものを区別して、分別して考えるべきかどうかという問題は……

三好会長 だから、音声が入るものもこれに含まれるわけです。しかし、音声に関することは、この条例では規制していないと。

石村委員 ただ、音声が入るものでやった場合、苦情申し立てとかいろいろな主張する権利という場合に、音声も録音されている場合に、音声は出さなくていいのか。

三好会長 さっき申し上げたように、普通一般的に今まで考えた本人公開という

問題は、画像ですよね。ぼかしを入れるとかなんとかいう議論をしているわけでして、そうすると、差し当たりこの条例では、音声の聴取というものは、努力目標である本人公開という問題も一応この中ではあれしていない。ただ、いろいろ区役所に苦情申し立てなんかあった場合に、それをどう処理していくか、あるいは当事者間に入って、では、それを聞かせてやるというような行政指導になるかどうか、それはまた別問題。この条例の守備範囲としては、それは正面から入ってきてないという了解になると思うんですよ、このままいけば。

石村委員 ただ、例えば犯罪の嫌疑をかけられた者が、その画像だけ取り出して審議の対象とされるのがいいのかなのかですよ。音声がついていると全く別のあれになるかということ。

三好会長 ですから、仮にそこに録音がされているということならば、それこそ警察が強制捜査でもってそれを押収すればいいわけですね。

石村委員 そうすると、視聴する権利になるんですか。

三好会長 それは、そういう刑事事件になった場合には、視聴する権利になるか、あるいは押収されたものを捜査記録を弁護士さんが閲覧する権利になるのか、そこはどうかわかりませんがね。

前田委員 ですから、この条例の範囲では余り音はあれですよ。少なくとも音のとれるものも、これは入るということさえはっきりしておけばいいので……。

三好会長 ええ、音がとれるものは入る、音だけのものは入らないと。

石村委員 音だけのものは入らないんですね。

三好会長 それが前提ですね。

三宅委員 この3のところの「利用者」で、「防犯カメラによって撮影された映像を視聴し、」というので、聴がここにもありますよね。

三好会長 ああ、なるほどね。

石村委員 聴というのはそういう意味でしょう。

三宅委員 だから、録音を伴うものと伴わないもの両方、防犯カメラの定義の中には結果的には入ってきますよね。

三好会長 だから、結果的には入ってくる。

三宅委員 だから、それはそれでいかにざるを得ないと思うんですけどね。そこで音だけ除外してとか禁止してとかいうような形は……

石村委員 だから、開示の問題との関連で考えた場合にね。

三宅委員 開示するときは、これも画像はそのまま保管と言っているけれども、努力規定でね。

石村委員 音は何も書いてないから、音は削除して保管してもいいわけですよ。

三好会長 それは構わないですね。

三宅委員 だけど、「画像を本人が視聴できるように配慮しなければならない。」と、画像の視聴だから……。

三好会長 そこが今度新しく入った言葉なんですよ。その「視聴」という言葉が適当かどうかね。

三宅委員 私はむしろ本人の透明性という観点からすれば、音もできるだけあるがままで本人に見せてあげた方が、基本的には……

石村委員 録音している場合には、ですね。

三宅委員 ええ、録音している場合はね。それでいいんじゃないかなと思うんです。

三好会長 それはまた、その点にいったときの議論にしましょう。

三宅委員 ええ、これは配慮ですから、もう少し。しかも、民間を直接ストレートにどこまで規制できるかというのはなかなか微妙な問題があるから、まあこの程度のものかなとは思いますが。ちょっと難しいですね。

石村委員 やはり技術が進んでいる問題があるので、それに対応した規制になっているかどうかという問題もちょっとね。

三好会長 ですから、それは将来は必ず問題が出てくると思いますね。

そうすると、定義のところはいろいろご議論はあるかと思いますが……。

石村委員 この「特定の場所に継続的に設置する」の「継続」という意味は、継続性というのはどれぐらいのスパンを指しているんですか。

三好会長 そこは非常に難しいと思うんですよ。例えばきょうはここはハローウィンデーというのをやっていますね。この日だけつけるのはどうなんですかね。

石村委員 24時間が継続的なのか。要するにワンショットで撮るのは継続的でないという意味か。

三好会長 それはワンショットはそうですが、例えば一時的というのが除外されるという主張がこの中に入っているわけですよ。例えばきょうは阿佐谷の通りは

ハローウィンデーというのをやって、ちょっとお祭り騒ぎをやっているんですよ。あるいはここでは七夕があるんですよ。そのときだけつけるというのがどうなるか。その点は立案者はどう考えているんですか。

石村委員 多分、諸外国の例で見ると、やはり継続的に行事とか、今言ったハローウィンみたいなものがあるって何か継続的につけるという場合、届け出制をとっているところはやはりあります。

三好会長 ですから、どこまでやるかということなんですね。

石村委員 そう。どれぐらいの継続性のスパンを見るか。

三好会長 これは非常に詳細な届け出をさせるわけですね、この本件の立案の場合。だから、それをどこまでかぶせるのが現時点において妥当か。理想を言えばきりがないわけですがけれども、あるいは規制を非常に強くしようとするれば、またそれきりがないわけですがけれども、現時点においてどこまでしておくか。

さらに、そういうことで、今のところ、とにかく杉並区において世論調査や何かやっても、おれは知らぬ間に画像を撮られて非常に迷惑を被ったというふうな具体的な主張というのは、まだあらわれていないんですよ。ですから、それをあらかじめそういうことが起きてはならないようにという条例ですから、ある意味で、曖昧なところというか、限界というのが残ってしまうということはやむを得ないと思うんですよ。

石村委員 ただ、要するに規制される側から見ると、できるだけそういう不確定概念は避けるべきですね。

三好会長 ですから、これは一時的という解説をしておく、例えばハローウィンデーにつけたやつは恐らく届けないと思うんですよ、町内会は。

石村委員 だから、それがいいのかどうなのかという問題なんですよ。

三好会長 そうそう。だけど、そこは区役所の方が、それでも足りるではないかと、一時的なものは。

石村委員 だから、5時間つけてまた外して、次の日に5時間つけてまた外して、マネーロンダリングの場合だと、継続的に見て規制できる。

三好会長 それは例えば昼間はやらない、夜だけつけるというか、設置ですからね。取り外したりはしないでしょうね。毎日1日5時間つけて、また持ってって取り外して、またつける、そんな費用がかかることを普通はしないと思うんですよ。

石村委員 だから、規制を面倒くさいという人はそこまでやるかもしれない。

三好会長 そこまで面倒くさいことをやるんだったら、もうつけないですよ、きっと。ですから、私は余り面倒くさいことはやらさない方が賢明だという感じを持っているわけですね。その意味で、だから、一時的なものはこれを除くということに立案の方は考えたんだろうと思うんですけどね。

三宅委員 刑法で言う反復継続性というのは、結構、周期的にやっている、ある程度の期間ですか。

前田委員 もう物すごく広いですよ。

三宅委員 広いですよね。

前田委員 業務上過失致死傷罪の業務なんか、初めての人が運転して事故を起こした場合もあてはまります。

三宅委員 継続という場合に何となくそのイメージがあるから、かなり広いかなという気はしますけれどもね。

前田委員 さっき会長もおっしゃったように、法を初めてつくるときに、継続というのは、この程度のご概念は含まざるを得ないですよ。

三宅委員 私もちっとそんな感じはするんですよ。

前田委員 ですから、解説としてこの程度書いてあるということで、やはり常識的な範囲で運用できると思いますけれども。

石村委員 そういう議論があるということちょっと考えて……。

三好会長 それはわかっています。

石村委員 あと、先ほど言った、この3の「視聴」というところがありますから、それをどうするか。4では「画像」ということを定義しているんだけど、画像以外については定義していないので、そうすると、この「視聴」というところとの整合性の問題をどう考えるか。

三宅委員 これは映像と画像というのはどうも違うみたい。

石村委員 違うんですよ。

三宅委員 映像には多分音も入っているニュアンスが強いですね。

三好会長 そうですか。

三宅委員 「映像を視聴」だから、映像というのは見て聞くんですよ。

石村委員 録画というのは録音というのも入る概念でしょう。

三宅委員 録画というのは画面を記録したものですな。

三好会長 録画の中に録音は入るのかな。

三宅委員 録音と録画といったら、やはり別でしょう。

三好会長 別でしょうね。

石村委員 そうかな。ビデオで撮るといったら、録音は含まれてないのかな。

三好会長 録画というのはやはり画面を録取するので、録音というのは音を録取するんですから、そこはやはり別だろうと思いますけれどもね。

石村委員 古い型の監視カメラというのは、防犯カメラというのは、ほとんど画像だけを撮るといふタイプなんですよね。しかし、そうじゃなくて、最近のものは音声も入れている、デジタルでやるという仕組みですから、その辺の感覚をどういふふうにかえるか。

三好会長 そこは、さっきも言ったように、この条例というものは直接は録音を対象にしていない、私はそういう理解なんですな。私は現段階においてはそれで足りるんじゃないかと。

石村委員 わかりました。

三好会長 では、また戻るかもしれませんが、第3に入りますか。

これは、この前どなたかのご意見で、前は「防犯カメラ及び画像に関して」だったですな。

三宅委員 一番最初の原案に設置、利用があったから、「利用」も書き加えていただいた方がいいんじゃないでしょうか。

三好会長 後の方でも「設置者」「利用者」という言葉が出てきますから、この定義規定の中に出ていますから、利用を並べることはよろしいんでしょうね。

石村委員 いいと思います。

三好会長 第3までは、一応あれしますか。では、第4なんですな、これは私もちょっとなかなかよくできないでいるんですな、今ここにこういう案が出ているんですな、いかがですか。

三宅委員 「不特定多数」というのは、不特定または多数という意味でしょうね。不特定かつ多数ではないんでしょうね。

三好会長 これは普通の法律用語としては、今三宅先生のおっしゃったような意味なんでしょうね。一人映したって、不特定の者であればあれなんでしょうね。

この四の「区内町会」の後「、自治会」、これは区内自治会ということで「区内」がかぶるんでしょうね。

法規担当副参事 はい、そのとおりでございます。

三好会長 そうすると、こういう場合は、区内の、と入れるのが本当なのかな、いわゆる書き方とすると。「区内の町会、自治会」とやれば、「区内」が後の自治会にもかぶるといようなことになるかなという、これは感じですがね。ちょっとこれで僕は自信ありませんので、また事務局で検討なさってください。

三宅委員 そうすると、三は「区内の商店会」ですか。

三好会長 まあ、これは1つですからね。全部平仄を合わせるには「区内の商店会」にした方がいいかもしれませんね。ちょっとそれは検討してください。

法規担当副参事 町会、自治会というところを法令用語でまた調べます。

三好会長 ただ、ほかに町会というのが法令上出てくることはないでしょうな、余り。

法規担当副参事 地方自治法には地縁による団体、そういう言葉があります。

三好会長 なるほどね。しかし、条例としてはむしろ町会と書いた方がわかりいいですね。

石村委員 地縁による団体というのはほとんど、ちょっと厳しいかも……。

三好会長 それは用語だけの問題ですけれども。

これで私の1つの疑問は、この場合、五の書き方が、「その他」がちょっとわけわからないので、これをどう書くかということが非常に難しい。この前から問題になっている鉄道の改札口の外ですね。大はJRの改札口の外から、小は 小なんて言っては怒られるかもしれませんが、井の頭線あたりの改札口の外、これは五の中に入れようとしたら入るんですか。

法規担当副参事 そこが公共の場所に準ずるかどうかと……

三好会長 いや、それは公共の場所には準ずると思うんですよ。そこはいいんですけれども、「一定の基準を超える」ということは、例えば興行場なら座席数、店舗だったら平米数、そういうことでのるわけでしょう。そうすると、駅の広場なんかは、これは考え方ですけれども、そう広くなくても基準を超える何千平米なんというふうな駅の構内はないわけです、普通この杉並区の中にはね。だから、そういうようなものを規制しないんだというお立場ならそれでもいいんだけれども、規制

するというなら、ちょっとこの「一定の基準を超える」で読み込むことはできないと思う。という問題がこの中に入ってくる。

これは先生方のご意見はどうですか。今の鉄道事業者の、例えば皆さんもご利用になっているかもしれませんが、小さいところはどっちでもいいですが、例えば阿佐ヶ谷駅の改札口の外、こういうものなんかは私は公共の場所に準ずると思うんですよ。だから、これはもう放っておくか、それとも五の中に含めるかということはどうでしょうかね。

前田委員 でも、駅はどんどん増えていきますし、映される可能性という意味では非常に多いところですよ。駅前広場は入るけれども、駅の構内かそんなところは入らないというのはちょっとアンバランスかなと思います。

三好会長 私もそういう感じもするんですよ。だから、駅前広場までは公共の場所ということで入るかと思うんです。ただ、合わないのは、駅の広場を公共の場所といっても、一から四までには入らんわけですよ、鉄道事業者というのは。五に入るかという、五は、基準を超える事業者と言っているから、これにも入らない。だから、鉄道事業者は鉄道事業者の管理する駅前も入らないし、駅の構内の改札口の外も入らない。

三宅委員 コンビニが入って、駅の改札の中が入らないというのは何となく感じが……。コンビニなんか公共の場所に該当するとか何とかあるんですかね、そのところは。

三好会長 コンビニを入れるのは僕は問題だと思っているんです。これは「一定の基準を超える」で、コンビニというのはそんな一定基準を超えないと思うんですよ。スーパーなら一定基準を超えるのが出てくる。しかし、コンビニは、言ってみれば大体 100 平米もないようなところが結構多いわけですからね。

三宅委員 コンビニは公共の場所に該当するが、と書いてありますけれども。そうすると、これは五を説明するための解説ですかね。公共の場所に準ずる場所ということなのかしら。

石村委員 多分、前回のときに会長が、不明確になるのを避けるために、設置主体を限定列挙したらどうかと、こういう概括的な概念で示すんじゃなくて限定列挙主義をとったらどうかという議論をしていたので、多分それでこういうものをここに書いたと思うんですけれども。

三好会長 ただ、私のつもりは、限定列挙するにしても、コンビニと列挙せいという趣旨じゃなかったんですよ。コンビニだって店舗ですからね。「店舗として一定規模を超える店舗」、こういう形にすれば、私はコンビニは落ちると思う。

三宅委員 だから、コンビニは公共の場所に該当することとするが、とあると、これは5号によらずに、3号か4号で、コンビニの中まで公共の場所という読み方になってしまう気がするんですね。しかし、区内の商店会と区内の町会、自治会というのは、これは公共の場所といったときに、自治会といったら公共の場所か、どの辺にあるんですか。

三好会長 いや、自治会が公共の場所に設置すると。

石村委員 自治体という主体が公共の場所に設置するということなんです。

三好会長 ともかく公共の場所というところに設置するものでなきゃ規制の対象にならないと。

石村委員 コンビニが、公共の場所に設置する。コンビニ自体が。

法規担当副参事 ここは、その前の大綱が、準ずるという概念がございませんでしたので、それをそのままちょっと引きずっちゃったところがございまして、公共の場所ということしかございませんでしたので、そうすると、コンビニのスペースがいわゆる不特定多数の者が自由に利用することができる公共の場所に該当するかどうかということで、該当するという文章をここには記載をしております。

三好会長 私は、この議論の最初から、コンビニが公共の場所に該当するとは考えてなかったんですよ。公共の場所に準ずるものとも考えてなかったんです、私自身としては、これは個人的ですけどね。やはり公共の場所というからには、もっと大きいものでなければならぬんじゃないか。コンビニというのは、それは立ち読みに入る通行人みたいな人はいますけれども、その店舗に買い物に入る人間、そこはやはり店舗経営者の支配領域内に入るんですから、自らそこでもって、そこに設置してあると書いてあれば、そこでもう仕方がないので、個人の家を対象に設置する防犯カメラと大差ないんじゃないかというぐらいの気持ちでいるんですがね。

石村委員 多分、金融機関とかコンビニとか、こういう挙げ方をしているのは、1つは、防犯ということが表面に出ているから、犯罪の発生率とかそういうものから見ると、必ずしも場所的な要因だけで判断できないという……

三好会長 だから、つけることは僕は自由だと思いますよ。つけることは自由で、

どんどんつけたらいいと言うと、少し言い過ぎかもしれませんが、つけたい方はつけたらいいと思うんですよね。ただ、それはこの第4の規制の対象外じゃないか。

石村委員 設置主体を限定列挙するというのは、規則か何かに設置するということですか。

三好会長 いや、これは限定列挙はしていないんでしょう。限定列挙というよりは、一、二、三、四ははっきりしている。五是、結局、店舗面積何平方米というふうな規則をつくと。だから、個々の店舗を、例えばコンビニとかスーパーとかいう概念で列挙するわけじゃないということだと思っんですよ。そうでしょう。

法規担当副参事 そうです。

石村委員 この備考に書いた 何か批判するみたいでちょっといけないんだけど、自分で何も考えないで文句ばかり言っていけないんだけど、設置主体を限定列挙するところへ書いたのは、この意味は……。

法規担当副参事 その前の前でのしたか、最初にお示したものがたしか、規制はしなくて、適用除外ということで一度お出しをしてご議論していただきました。私どもの方でもそれを踏まえて、やはり設置主体というのをもう少し明確に規定すべきではないかと。特に義務を課すわけでございますので、限定的に、しかも明確に規定するにはやはり限定列挙すべきではないかということで、前回ご提案申し上げたところなんです。

前田委員 ですから、公共の場所の原則というのは、道路、公園ですよ。広場までは入ると。だけれども、確かにコンビニは 娯楽施設というのはパチンコ屋みたいなものを考えればいいんですかね。

三好会長 パチンコ屋からゲーム屋ですな。

前田委員 ゲームセンターみたいなものですね。

三好会長 ゲームセンターですね。これも私は公共の場所というのはちょっと言い過ぎだという気がしますかね。

前田委員 それでいくと、小さな商店も公共の場所になっちゃいますからね。

三好会長 個人商店がみんな入っちゃうんですよ。

三宅委員 コンビニと普通のお店とどう違うのかということになると、また……。

前田委員 面積的にもね。

三好会長 24時間営業なのか否かの違いはありますけれどもね。

前田委員 コンビニが防犯カメラを非常に有効利用というか、重視しているというのはいいんですけども、規制しなきゃいけないかどうかですね、特にコンビニに限って。

三好会長 いや、規制するより、コンビニがたくさんつくと。コンビニは恐らく例外なくつけていると思うんですよ。ですから、そういうことをこの条例が何か考えなくちゃいけないかどうかということの問題ですね。

石村委員 どうなのでしょう。これは、要するに届け出は任意届け出という制度は入れないんでしょう、全然。

三好会長 これは考えてないですね、この体系としてはね。任意制か届け出かなんですよ。

石村委員 要するに強制的にいく部分もあるけれども、任意に届け出もいいと。うちはこういうスタンダードでやっていますということを示すために、わざと区とかそういうのを届け出る。本当は規制の条件に該当しないんだけども、任意で乗れるという仕組みも国によっては入れているところもあるんですよ。ですから、必ずしもこれに入らないからといって、しかし、お客の満足度、つまりプライバシーとか肖像権の問題を考えながら、満足度を十分に考えてやるためには、むしろ任意に届け出て、うちはこれだけのスタンダードでやっています、区のスタンダードでやっています、しかし、強制的な届け出の基準の適用の対象外ですがと、そういうことの仕組みもあるので。ただ、今回はそれは全く考えてない形ですね。

三好会長 考えてないですね。

区役所のお考えは、やはりコンビニとかいわゆる娯楽施設も、規模というか大きさいかにかかわらず届け出の対象にしようというお考えですか。

法規担当副参事 いえ、そこまで考えているわけではございません。

三好会長 むしろこの備考の欄は、これまでのいきさつ上こういう字が未整理で残っちゃったというような感じですかね。

法規担当副参事 むしろ、そういうのが公共の場所に該当するかどうかということについて、まさにご意見をいただきたいということですと残ってしまったというところがございます。

石村委員 ただ、1つだけあるのは、ちょっと僕らは非常に専門的に物を考えち

やうからあれなんです、普通の市民から見ると、何でコンビニとかそういうところが規制の対象にならないんだという、そういう全くナイーブな感覚があると思います。法理論的にはこんなものは入れる必要はないと思うんだけど、多分そういう認識が、パチンコ屋とか、何でならないんだという、それが犯罪発生が非常に多いのに……

三好会長 ですから、それをつけることは、犯罪発生があるからつけることは構わんと思うんです。構わんというか、みんな、なぜおたくつけないんですかと、コンビニにつけないところがあつたら市民は不思議がると思う。それはそれだけのことであって、区役所がなぜ届け出させないんですかということの問題ではないと思うんですよ。届け出は別に奨励させる問題ではないですからね。

石村委員 だから、業界でガイドラインか何かそういうものがあればいいんだけど、何も無い状態だと、全くその部分がエアポケットになるという感じがある。

三好会長 エアポケットというのは、つかないということですか。

石村委員 いや、そうじゃなくて、つけられるし、それから全く届け出の仕組みもないし、それから、それにアクセス権も市民の側から見ると全く何も無いという状況になる。それが非常に、コンビニというところだけに増えてきている、パチンコでも遊技場でもこれだけ増えているのに、それが公共の場所でないということで、全くエアポケットのように、いわゆる住民の肖像権とかそういうものが確保されないという仕組み、枠外に入ってしまうということが、普通の市民の感覚から見た場合にどうなんだろうかなと。私は別にこの理論でいいと思うけど。

三好会長 いや、市民はそこまで考えないんじゃないか。

前田委員 だから、それはもうあらゆる肖像権を保護するというんだつたら、自分のアパートの部屋に入ってきたあれだつて、全部届け出るということになるわけですけどね。

石村委員 いやいや、事業者だからね、ここで言うのは。

前田委員 でも、個人の商店で事業していてお客が入ってくるのを届け出ようとはだれも考えないですよ。だから、コンビニもその延長だと思えますけれども。

三宅委員 それはさっきの任意的なものを別個立てるかですよ。うちはプライバシーを保護していますということをして店舗がやるというような場合に、

一定の基準を超えない事業者は、規則で定める防犯カメラ設置・利用基準に基づいて区長に届けることができるというような。だから、あそこのコンビニなら映るけれども、管理もちゃんとされているから、そこのコンビニに行こうという、そういう区民の選択権みたいなのを結果としては与えることになるから、今おっしゃったところで言うと、要するにこれは届け出義務制ですよね。任意義務制みたいなのを、一定基準を超えるもの以外の事業者というものに任意でそういう義務制を……

三好会長 入れるとすれば、冒頭、努力義務的な考え方を、次の各号に該当しない者も届け出ることができるというだけ入れるかどうかですね。

三宅委員 だから、それは事業者にゆだねるということも1つ。

三好会長 届け出を希望する者は届け出することは妨げないと。

三宅委員 いわゆるプライバシーマークというのが個人情報保護で今はやってきて、要するにうちはプライバシーの保護は十分やっていますよというPマークをつける。それを売りにして顧客の獲得を図ろうというような動きもあるから、それとほぼ準ずるような形というのはあり得ると思うんですよね。その辺が、経産省なんかもPマーク制度というのを推奨しようという動きもありますから、そういう個人情報保護の流れから言うと、任意的な届け出制みたいなものに準じて、これは限定列挙にするか一般的に網をかぶせるかによって、逆になりましたから、そのところが漏れるというふうになったと思うのですが……

三好会長 漏れるというか、任意的なものが残るわけですね。

三宅委員 届け出義務からはカバーできないわけですね。私も、届け出義務からはカバーできなくて多分いいだろうと思っているんですけども、ただ、やりたいというのが出てきたときに何も無いというのがね。

石村委員 ほかの、要するにマル適マークのようなレーティングのシステムとか自主規制のガイドラインとか業界のガイドラインとか、しっかりしたものがあればいいんだけども。それがない以上は、今の届け出制に乗りたいという、規制対象外なんだけれども、乗って、要するにそこが自分の売りだという、コンビニでもそういうところが出てきたら、そこも任意に届け出をして、それをセールスポイントにしてもいいんだという意識は必要かもしれないですね。

三宅委員 多分、個人情報保護の流れから言うと、そういうものは認めてもいいような流れになるんだろうと思うんですけども。

三好会長 前田委員のお考えはどうか。新しい問題が出てきましたね。

前田委員 それが定着しているなら、プライバシーを売りにするコンビニ、自分の店はプライバシーをちゃんと確保しますということのを売りにする実態があるんだと、条例に書く意味がありますけれども、ないのをこれからつくりますよと条例に入れていくというのは、私は余り書く意味がないような気がしますね。

三宅委員 私も、防犯カメラ設置店というシールを張るようにしたときに、かなり指導したんですよ。それは必ずお店に入る人が、防犯カメラがここにありますよということで、肖像権を放棄するということを前提に来るんだということで、それはかなり、もう十何年、20年近い前ですよ、コンビニができたころに、いろいろ法制の関係ですごく検討したことがあるんですが、だから、今は、全然実態がないとおっしゃるけれども、かなりその辺についてシビアに、テープの管理をどうしようかとかいうことを考えていることは考えているんですね。考えているんだから、そののところに筋道をつくってあげるといことはしておいてもいいんじゃないか。考えているけれども表に出っこないから何もなくていいということよりは、むしろ筋道はある程度つくっておいてあげた方がいいかなという気はちょっとするんですけどね。むしろそうすると、こういうのがあるから、こういう届け出した方がいいよというようなことを、私も例えばお店の方に指導したりすることは多分するようになると思いますけれども。それは、「防犯カメラ設置店」というシールを張るだけよりは一歩進んだ個人情報の保護に自主的に対応したという形の社会システムになっていくんじゃないかなという気がするものですから。

三好会長 ただ、そういう店にも、この条例でいえば、第3、基本原則ですか、これはかぶっていくわけですよ。届け出なくても、いわゆる一般的な防犯カメラを設置するのは、こういう区民のあれは侵害しないようにしてくださいと。しかも、それで被害を受けた区民等は区役所の方へあるいは苦情を申し立てることはできる、これだけのことにはなっているわけですよ。

三宅委員 問題は、苦情申し立てまでかぶせるかどうか。

三好会長 いや、当然かぶっています。

三宅委員 届け出を任意でした者に苦情申し立てまで……

三好会長 いや、届け出をしようとしまいと、それはかぶってくる。

前田委員 それはかぶってくる。

石村委員 やはりかぶせざるを得ないでしょう。

三宅委員 かぶってくるか……。

石村委員 かぶせるけれども、届ける、届け出ないは全く自由だから。

三好会長 届ける、届け出ないは関係なく、この基本原則の方で、その店へ苦情を言ったっていいし、それでちががかなければ区役所の方へ苦情を言ったっていいし、それはできることになっているんですね。ですから、現段階では、その辺でも足りるのじゃないかという気が私はするんですがね。

前田委員 そういう道をつけるというのはいいんですけども、そうすると、条例が大変ですよ。なんとかマル適にかわる言葉もつくらなきゃいけないし、シールも杉並区でつくらなきゃいけないし、そこまでやる気があるかということだと私は思いますけれども。

三好会長 いろいろご意見はあると思いますけれども、それはまた将来の問題にしたいと思いますが。

三宅委員 この4で入れてしまうと、5、6、7が全部かぶってくる格好になるわけですね。

前田委員 ですから、コンビニが4に入らないことははっきりしているわけですね。

三好会長 今どうも区役所の方もそのおつもりでいるようですし、私もそうですし、皆様のご了解もそのようですから。

区長室長 ちょっとよろしゅうございますか。私ども、あくまでも当初、いわゆる公共的空間というのはどういったものがあるのかと。ご議論の中でも、ホテルのロビー等々ございましたので、想定されるものをここで書いて、こういったご議論をやっていただく1つのたたき台として挙げましたので……。

三好会長 それが備考欄ですね。

区長室長 そうなんですね。ですから、基本的に私どもこだわっているわけでは、そういうことではございません。

三好会長 だから、備考欄から大綱が出てくるわけじゃないんだよね。

区長室長 今、確かにコンビニも業界でそういった基準も今つくろうということも伺っておりますし、そういった意味では、コンビニということでもかなり小さい店舗ですので、そこを私どもが網をかけようという意図を持って書いたわけではない

ということでございます。

三好会長 わかりました。

石村委員 その辺わかったんだけど、そうすると、先ほど言ったようなJRの駅とか、その問題が.....。

三好会長 その辺の問題が残る。それで僕は、この案だとどうしても含めることは不可能なような気がするんです、この書き方では。

石村委員 入れなきゃいけないでしょうね。

三好会長 入れなきゃいけないなら、入るような書き方をしなくちゃいかんのじゃないかということの問題は1つあるんです。

石村委員 1つのやり方としては、条例を上回るような自主規制を自分のところで持っている場合には、その適用除外にするというやり方もあるけれども、面倒くさいでしょう。つまりJR東日本のような場合は。

三好会長 そうすると、またそれはややこしいですよ。

それともう1つ、ある意味では書き方の問題にもなるんですけども、ここところは非常に難しいんですけども、本文の方は「公共の場所に防犯カメラを設置し」でしょう。それで、今度は「準ずるもの」というのが5号で出てくるわけです。5号で出てくるものは本文の中には出てこないんですよ。

石村委員 ちょっと会長、もう1回。

三好会長 5号で、「その他、公共の場所に準ずるものとして規則で定める一定の基準を超えるものにかかる事業者」となっていますね。この事業者が設置するのは準公共の場所ですよ。ところが、その準公共の場所にこの本文がかぶるということは出てきてないんですよ。だから、その問題も1つあるんです。

石村委員 いわゆる公共の場所に防犯カメラを設置している届け出るものとして限定列挙しているけれども、その公共の場所に設置する事業者についてはここは入ってこないか、この書き方だとね。

法規担当副参事 確かにそういう表現上の問題もありますけれども、ここは、要するに防犯カメラ取扱者というのを3つの観点から絞りをかけている。1つは設置場所、もう1つは利用の形態、3つ目に設置主体ということなんです。利用の形態は別にして、設置主体と設置場所といいいますか撮影範囲、その関係がなかなかまだうまく整理し切れていないところがございます、要は、設置者としてここに書

くのであれば、ここは設置主体を書いているわけですので、いわゆる事業者が設置場所としては、規則で定める一定の基準を超える建築物というところに設置する場合には該当しますよという、そういうイメージといたしますか、考え方です。

三好会長 そのお考えはわかるんだけど、準公共場所というのが本文の中に入っていないんですよ。だから、5号に対応するのは、準公共の場所でなくちゃならないんですよ。

石村委員 「公共の場所に準ずる」なんていうのは何も要らなくて、事業者で規則で定める一定の基準を超えるものとか、何かそれでいいんじゃないの。

三好会長 そうすると、これは規則が乱用されるおそれがあるんですよ。

石村委員 そうか。

三好会長 観点はどういうことで基準を定めるかといえば、公共の場所に準ずるものだという観点から規模を決めなくちゃいけませんよという、規則制定権の1つの縛りがかかっているわけです。そのために僕はこれは必要だと思うんです。だから、僕はどうしても本文の中に準公共場所というものを引っ張り出さなくちゃいけないんだろうと思うんですよ。

これはちょっとおわかりになりにくいかもしれないけれども、僕が先ほどちょっと考えた文章というのは、極めてややこしい文章ですが、ゆっくり読んでみます。恐らくパズルみたいな言い方をするわけですけども、「設置者または利用者で」この設置者、利用者というのは定義規定がありますから、はっきりします。「次の各号に掲げる者が、不特定多数の者が自由に利用することができる道路、公園、その他の公共の場所、」そこでポチをして「これに準ずるものとして規則が定める一定の基準を超える店舗、百貨店、興行場、その他規則で定める場所」、その他規則で定める、これが入るんです。それを全部ひっくるめて、「(以下準公共場所という)」として、「に防犯カメラを設置し、不特定多数の者を撮影し、かつ撮影した映像を録画する場合、その設置者または利用者(以下「防犯カメラ取扱者」)は、規則で定めるところにより利用基準」、後はずっと同じですけども。

要するに準公共場所という概念を本文の中に引っ張り込む、また、それに準ずるものとして、規則でもって鉄道用地なんかは決められる、あるいは鉄道の構内は決められる、そういう余地を残しておかないと覆えないんじゃないか。準公共場所という概念をこの本文でつくってしまえば、五は、準公共場所にかかる設置者または

利用者というものを掲げればいいわけです。

石村委員 そうすると、この一、二、三、四とか書いているのは……

三好会長 それはそのまま生きている。五を、準公共場所にかかる設置者または利用者と。本文で準公共場所というものを。

三宅委員 五の主たる要素が、公共の場所に準ずるものとして本文の中に入るということですね。

三好会長 そうそう。では、ちょっと僕ではわかりにくいと思うので、彼の方にはちょっと見せておいたんですが、それを今焼くそうですから、4枚ばかり焼いてそちらの方へも配っていただけますか。

では、そこの整理はちょっとあれして、第4について決めるところは、我々の共通意見としては、鉄道構内みたいなのは入れようと。それは準公共場所という概念をつくるかどうかは後回しにして、とにかく入れようと。それから、公共場所に準ずるものとしては、一定規模以上のものとしようと、そこまでの我々の間での了解はおおむね一致したということによろしゅうございますか。

前田委員 準公共場所の方は、そうすると場所で絞って、主体はその設置する…

…

三好会長 主体はその1号ないし4号、5号のところへ書くわけです。

前田委員 準公共場所にかかる主体は五になるということですね。

三好会長 五になる。

石村委員 百貨店、興行場というふうに例示した、特にこれを例示した理由というのとは何かあるんですか。

三宅委員 規則制定権の例示みたいなものですね。

三好会長 そうですね。だから、公共に準ずるものとして規則で定める一定規模と……

三宅委員 そこに1つの縛りをかけたということでしょうね。

石村委員 僕の言うのは、駅とかそういうものは……。

三好会長 駅まではここに入ってこないんですよ。だって、駅は一定の規模でもって言えないと思うんですよ。例えば西荻窪の駅は入るけれども永福町の駅は入らないと、永福町の駅は大きいけれども、隣の浜田山は入らないと……。

石村委員 駅は公共の場所なんですか。

三好会長 だから、それはその他規則で定める場所。

石村委員 ああ、その他規則で定める場所ね。読み込めるかな。

三好会長 ここまで言わないと、これはさっきちょこちょこつつくったものだから……。ここまで入れないと、全部覆えないんですよ。

石村委員 何かリダンダントなんだよな。

三好会長 これは概念は3つあるんです。純粹公共場所と準公共場所がある。準公共場所は2つに分けられる。規模で縛りをかける百貨店だとかその他、それから、そんなに規模は大きくないけれども、準公共場所であるようなところと。

石村委員 いやいや、説明されるとよくわかるんですけども、読み込もうとするとなかなか……。

三好会長 これはやはり解説を要するとは思いますがね。

石村委員 もうちょっと何とか文章にならないかなと思ったけど、こんなもんですよ。

三好会長 ここでご了解得たいのは、大体皆さんが取り込んだらいいというのはその辺の範囲だということで一致するならば、後は、これを区役所の方でもっと上手な文章につくってもらう。上手につくるような文章を考えてもらって、皆さんと打ち合わせていただく。あるいはこれ以上、上手な文章はないということになるかもしれないけれども。

前田委員 さっきの趣旨を生かすと、こうなるんですよ。

三好会長 そうですよ。あとは、これはもう解説でやるより仕方ないと思います。

石村委員 その下の一、二、三、四の整理の仕方は、これで大丈夫ですか。

三好会長 このときはまだ三、四が分かれてなかったものですから、だから、これは今度は三、四が2つに分かれて、五の準公共場所は前の本文のを利用してこういうふうになると。

石村委員 わかりました。

三宅委員 「事業者」よりは、「設置者又は利用者」だから、この方が少し広目になりますね。

三好会長 広目というか、やはり設置者、利用者という概念を使ってきているものですから、その方がいいんじゃないかということで出したんですが。

石村委員 準公共場所にかかる設置者、利用者。

三宅委員 事業者だと事業主体でないといけない。「設置者又は利用者」の方がいいですね。

三好会長 最初からもう設置者、利用者で来ていますからね、この第4は。事業者というと、例えば東日本の社長になっちゃうんですね。

石村委員 ただ、私人が関係しないようにしないとけないからね。

三好会長 それは、私人だって、でっかいデパートをやっていれば入るわけですから。

三宅委員 事業の用に供するということで縛りをつけるという意味……。

石村委員 かけたいなというふうに思ったんだけどね。

三好会長 私人というのは、いわゆる普通の、店をやってない人という意味ですか。

石村委員 はい。

三好会長 それが大規模にすることはないから……。

石村委員 設置者、利用者の方が概念としては広いですけどね。

三好会長 概念としては広いし、前の方と合うんですよ。

三宅委員 石村先生の趣旨からすると、広い方がいいんじゃないか。

石村委員 いやいや、僕はそうじゃないんだけど、僕は、私人の問題は公権力が関与すべきじゃないという理論だから。僕は、私人の問題に対しては私的自治の原則でやってほしいし。

三好会長 僕は、私人と小さい店舗とは、たとえやっているのが三好産業株式会社でも、これは私人と同じだと思うんですよ。要するに大規模なもの、たくさん人が出入りするようなところがその対象になるわけで、小さいものはならないというのが僕のあれなので……。

これでちょっと検討していただけますか。その上でまた先生方と打ち合わせします。

それと、これはまた今の議論とは直接関係ないですけども、第4は「防犯カメラ取扱者等」という見出しになっているんですが、この見出しは、僕は「届け出等」ぐらいにした方がいいんじゃないかという感じがしているんですよ。3Pの見出しが第4「防犯カメラ取扱者等」というのは、いわゆる概念をこの中でつくっているだけで、ここで何を決めているかといえ、届け出をすることを義務づけている。

だから、ここでやるんだったら、届け出等とやった方がすっきりするんじゃないか。その冒頭に、設置者又は利用者の届け出義務とかなんとか言ってもいいんだけど、簡単に見出しにつけるとすれば、届け出等ぐらいの方がいいんじゃないかなという感じがしているんです。

三宅委員 多分第5との関係で、「義務規定」というのがありますので。

三好会長 だから、僕は、「義務規定」もおかしいので、「規定」というのをここだけ入れるのもちょっとどうかなという感じがしているんです。これはまたいずれ区役所の方で整理のときに考えてもらいたいんですが、ここをやるなら義務とやることはない。届け出だって義務なのでちょっとおかしくなるので、細かいことですが、「義務規定」という言葉ももう一遍、これはもう最後の整理の問題ですから、また区役所の方で考えていただいて打ち合わせしていただければと思います。その点だけ僕はこの辺で留保しておきたいんです。

三宅委員 届け出だけだと、また主体がちょっとはっきりしないというのがあるかもしれません。

三好会長 主体ははっきりしないけれども。

三宅委員 防犯カメラ取扱者というのを使うのであれば、防犯カメラ取扱者の届け出とか。

三好会長 そうすると、取扱者の届け出義務になる。ちょっと長いでしょう。頭つけますか。

三宅委員 そうすると、第5は、防犯カメラ取扱者等の義務みたいなことになるんですかね。

三好会長 これも見出しがちょっと合わないの、整理していただきたい。今出たご意見などを参照してちょっと考えて。これはもう皆様のご了解を得ればどうにでもなるわけですから。

それから、一番下、「本人が視聴できることに関する事項」、これはよろしいですか。これは前は本人関与に関する事項でしたかね、何でしたかね、それが変わっているんですが、この辺はいかがですか。

石村委員 視聴の意味も、先ほど言ったような問題点があるけれども、本人の関与と……

三好会長 僕も「関与」という言葉は余りどうも、何かわからないでしょう。

三宅委員 本人関与の言葉というのは個人情報保護法の基本原則のときにひとり歩きして、いろいろな用語で使われましたから、本人関与というのはちょっと広過ぎて使うべきではないと思いますね。私は、「視聴」が入ってもこれでいいと思います。

三好会長 「視聴」が入るか、それとも「視聴」を入れない書き方だとすれば、開示要求。「本人」という言葉もあいまいなんですよ。これは被撮影者でしょう。撮影された者でしょう。だから、撮影された者からの開示要求の対応に関する事項と。

石村委員 長いな。

三好会長 長くないでしょう。そんなに長くないですよ。

石村委員 だけれども、本人が映っているかどうか分からない場合があるからね。被撮影者と限定すると、どうしても映ってない人が……

三好会長 では、それは被撮影者と限定しないで、本人でもいい。だから、本人の開示要求の対応に関する事項と。

石村委員 映っているか映ってないかのその確認はどうするかという問題がありますね。

三好会長 ただ、本人という概念は非常にあいまいなんですよ。何が本人かというのはわからないんですよ。でも、対応しなくちゃならないのは、撮影された者だけに対応すればいいんですよ。撮影されたという者が言ってきたら、いや、あなたは撮影されていませんよと。開示要求したって、撮影されていませんよと言われたらそれまでですよ。そうすると、それはあと区役所でもって調整するよりしようがないわけだ。

石村委員 では、開示請求に関する事項ですか。

三宅委員 開示といっても、これまた開示という言葉もまたちょっと重い。

三好会長 ただ、それは後は解説の問題になると思う。そうすると、被撮影者と入れた方が、撮影された者の開示要求といえ、撮影された者を開示することになるからね。

石村委員 一応、開示については請求権として構成するつもりなんですよ。

三好会長 権として構成というより、誠実に対応しなくちゃならないから、努力しなくちゃいけないことになるんですよ。

三宅委員 だから、権としての構成になっていますか。

三好会長 権とはなってないですよ。5ページの6のところ、「視聴できるように配慮しなければならない。」と。

三宅委員 主体は取扱者等だから、請求権にはなってない。

三好会長 配慮だけですね。

石村委員 努力義務規定ですね。

三好会長 僕は、限定していいので、撮影されたら撮影されたまでなんだから、被撮影者からの開示要求の対応に関する事項と。

三宅委員 努力義務なんだから、音を除いて画面だけ見せるというのは裁量でできることになる。

石村委員 正確性の原則か何かなかったっけ。

三好会長 それはモディファイしちゃいけないということは書いてある。けれども、画面をモディファイしちゃいけない。音を聞かせるとまではそこに書いてない。

三宅委員 画像はそのまま保管だから、音は……

三好会長 そこら辺の限界領域は、それこそ今後のどんなあれが出てくるかになりますね。

三宅委員 裁量でやはりそこは動かざるを得ないんじゃないか、努力義務のところにとどまれば。これは請求権でやると、もっと厳格に考えなきゃいけなくなってくる。取扱者として、うちは音出しますよという人も。

石村委員 肖像権自体は保護はできているけれども……。

三宅委員 肖像権の保護はちゃんとできている。

三好会長 そもそも目的というか、一般原則、基本原則が肖像権の保護ということから出発しているんですよ。だから、いわゆる音声の方は、この守備範囲にしていくことは非常にまた面倒くさくなってくるんですよ。

石村委員 初めのころに言えばよかった。後でよく考えてみたら、いかな、これは確かに。

三宅委員 録音は、例えば訴訟上の録音テープの証拠能力というと、隠してとったものも証拠能力はありますよね。最高裁の判例であるでしょう。だから、そのところは本人の承諾が要るかということ、僕はちょっとそこまでいかないんじゃない

かという気がする。肖像権として保障される最高裁の判例と、録音は隠しどりでって証拠能力があるというのは、かなりちょっとバランスが違うような気がするのね。

三好会長 将来の課題にしましょうよ。

石村委員 本人が視聴できるところをどういうふうにしましょうか。

三好会長 私が今言ったのは、また自分で言ってあれなんだけれども、「被撮影者の開示要求の対応に関する事項」と。

三宅委員 そうすると、「視聴」を全部「開示」に変えれば統一がとれると思うんですけども、ほかのところも。どうでしょうね。

三好会長 だから、後の方の、5ページはそれに合わすことになる。ただ、一番最初の冒頭のところは、これだけはちょっとあれなんです。でも、これは利用者の方の問題ですからね。だから、これはこのままでも僕は別にそう大きなあれはないと思います。だから、あとつれて直すとするば、5ページの「画像を本人が視聴できるよう配慮しなければならない。」というのは、「画像を本人に開示するように配慮しなければならない」と。

石村委員 被写体となる人のことを何と言ったらいいんだろう。

三宅委員 本人が一番わかりやすい。

石村委員 本人の方がわかりやすいと思うけれどもな、私も。

三好会長 では、本人がよければそれでもいいですよ。本人からの開示要求の対応に関する事項。

三宅委員 判決文だったら被写体の方がいいけれども、条文だったら本人の方がいい。

三好会長 僕は「撮影された者」でもわかりやすいと思うんだけど。本人というのはここだけ唐突に出てくるんですよ。「本人(撮影された者。以下同じ)」と。

石村委員 では、被写体という定義をするか。

三好会長 被写体というのね。

三宅委員 それは「撮影された者」の方がわかりやすい。

石村委員 わかるね。

法規担当副参事 本人の場合には、やはり定義が必要かなと。

三好会長 僕はちょっと、本人というと、「区民等」が出てきて「本人」が出てきて、一体どういう関係なんだろうということになるから、やはり「撮影された者

からの開示要求の対応に関する事項」というぐらいがいいかなと、これはもう本当に個人的に思っているだけでして。

あとまだもう少し時間がありますから、最後まで行けると思いますがけれども。

三宅委員 開示要求という言葉を使いますか。

三好会長 開示の求めにしますか。要求というのは強過ぎるから。

石村委員 権利として構成しちゃえばいいじゃない。

三好会長 だから、権利とするとあれだから、開示要求の対応に関する事項。

石村委員 今、個人情報保護法は権利になっているんでしょう。

三宅委員 開示の求めとか訂正の求めとか、権利の構成になっているんですね、個人情報保護法では。

石村委員 やはり権利に近いぐらいの構成だから、本人開示請求か何かの形の...

....

三好会長 請求ですか。何か請求権みたいな感じがするな。要求の方が、請求よりは。

石村委員 要求なんて、法律用語なのかな。

三好会長 ですから、いわゆる法律的な権利でないから要求にしたいんですよ。

石村委員 何も書かないで、そう書きたいんだったら、撮影された者の開示に関することになっちゃうんですよ、請求とか書かなければね。

三好会長 だけど、そうすると本人からのとは言えないから。

石村委員 撮影された者からの開示に関する.....

三好会長 「からの開示」じゃおかしいですよ。「からの」と入れたら、開示の求めに関する事項と。

三宅委員 撮影された者に対する開示に関する.....

三好会長 撮影された者への開示に関する事項か、そのくらいがいいんですかね。

石村委員 何かちょっと後退したな。まあ、いいか。

三宅委員 本人が主張できる方が強いね。開示できることに関する事項。

三好会長 本人が主張できるということ、ちょっと何か開示が義務的になっちゃうんですよ。じゃなくて、開示できるということ、開示が任意的になっちゃいますね。

三宅委員 でも、できるは2つあるんじゃないんですか、義務的なものとそうでないものと。

三好会長 誰々が何々ができるといえば、権限の方じゃないですか。では、少し先に進みましょう。その辺はちょっとまた検討してもらおうことにいたします。

では、4ページの方はいかがですか。

4ページのところは、これはまた僕が言ったことになるんだけど、「防犯カメラを設置している旨」と。要するに映しているといっても、映しているということの看板を、映さないときは取り外すというよりは、設置しているということでもって、映されるおそれというのを、入ってくる者なり歩く者は自分で自覚すればよろしいと。

石村委員 この5の部分の「防犯カメラ管理責任者」、この部分については情報公開条例の対象ですよ。

法規担当副参事 届け出ですと、対象になります。

石村委員 あるいは、これは何かに掲示するんですか、インターネットでも何でも。そうじゃなくて。

法規担当副参事 届け出事項ですか。ちょっとそこまではまだ何とも考えておりません。

三好会長 でも、周知は図るんでしょう、当然。

法規担当副参事 はい、何らかの形で図るようになります。

三好会長 よろしければ5ページですが、5が、前はややこしかったんですね。5は、滅失、き損の防止というのが入っていたんです。滅失、き損の防止というのは、考えてみると、滅失、き損は別に撮影された者の保護とは関係ないんですよ。滅失してしまえばなお撮影された側は結構なので、それこそ壊れてしまっても結構なんです。ただ、モディファイしちゃいかん。そのことは大事だから4にした。

あとは、漏えいするのはいかんから、漏えいしたりあるいは盗難、盗難すれば当然漏えいの危険があるから、そのための安全管理をやる、その規定でいいんじゃないかということなんですね。

石村委員 安全管理のときに、要するに本人開示の問題、ここは本人開示になっていますけれども、いわゆる撮影された者からの開示の求めがあった場合に、他人の画像等が出ないようにしなきゃいけないという安全管理措置が必要なんだけれども、これではどこで読み込むんですか。

三好会長 本人から要求があった場合に、要するにほかの人間が映っているのを

どうするか、この前話した問題ね。だから、それはこれには入ってないんですが、それは開示のときのやり方を行政指導していくよりしようがないと思うんですよ。

石村委員 何かそれは入れられないものなんですか、ここに。

三好会長 どういう規定をつくったらいいですか。

石村委員 6のところ、開示に当たっては、他人の画像等がみだりに流出しないようにしなければならないとか、何かそこに……。

三好会長 だから、例えば4ページ一番下の3のところ、「画像を公開してはならない。」とあるでしょう。こういうのがかぶってくるから、これは解説や何かで、こういう場合にはこの関連でモザイクにするよう留意を要するというふうな解説をしておけば足りるんじゃないか。

前田委員 これは、本人という言葉を残していいかと思うんですけどもね。

三好会長 6は、先ほどもし変えるなら、ここも、防犯カメラ取扱者は、撮影された者からの開示の求めに配慮しなければならないとか、開示の求めに応ずるよう配慮しなければならないとか、開示の求めに応ずる、ならいいでしょう。権利というのは少し……。応ずるよう配慮するなら。

三宅委員 いいじゃないですか。それぐらいなら法律家として。

前田委員 画像の保護なんて言い方をしますかね。

三宅委員 私もそこがちょっと気になったのは、情報窃盗とかいう場合が……

三好会長 では、どう書いたらいいか。

三宅委員 画像媒体の紛失とかなんとかね。

石村委員 紛失とかなんかじゃだめなの。

三好会長 紛失と言ったら、自分の責任ですよ。

三宅委員 盗難といった場合は、財物ですよ。

石村委員 どう違うの。

前田委員 そうなんですよ。画像は盗難には遭わないことになっておりますね。

三宅委員 刑法はそうなんですよ。

前田委員 でも、まあ刑法じゃないですから、これは。意味は、そういう言葉にこだわるとわかりにくくしちゃうとあれなので、画像の盗難でわかれば……。

三好会長 画像盗難じゃおかしいよな、本当に。画像は漏えいなんだけれども、盗難はその点はまずいですな。

三宅委員 情報窃盗が処罰されないというところの問題が絡むんですね。あるいは情報窃盗という言葉があるということを一般的に認めてもらうなら、それは画像の盗難というのは……

三好会長 散逸。

石村委員 画像の流出だとまずいのか。

三好会長 流出でもいいんだけど、流出というのは画像じゃなくて……

前田委員 いや、流出ならまだ……。

三好会長 そうしたら、「漏えい、流出等の防止」だな。そうすれば、盗難も入るでしょう。「漏えい、流出等の防止」と。

その辺にして、第6はいかがですか。

三宅委員 第6は、さっきから石村先生に挑発されているから多少言うと、この「著しく反している」の「著しく」は、取るときつ過ぎますか。指導、勧告ですから、「著しく」まではなくてもできるようにしておいた方がいいんじゃないかと思うんです。

三好会長 ここの段階では要らないかもしれないね。第4、第5の規定に反していると認めるときは、いいかもしれませんね。

三好会長 これはやはり「著しく」は必要ですか。

三宅委員 何でこれ「著しく」が残っていたのかちょっと……

法規担当副参事 これは、当区の個人情報保護条例に事業者に対する行政指導の規定がございまして、それに合わせたものでございます。

三好会長 それじゃ入れておこうか。

三宅委員 そうすると、平仄が合わないとおかしいな。

三好会長 これはもう本当に言葉だけだけれども、この前、指導または勧告に従わないときは公表できるというのが、ちょっと両方並列的ではおかしいんじゃないかということから、こういう規定になった。これはこれで結構なんですけれども、「ただし」というのが、前田先生、どうですか。ちょっとただし書になっていないんじゃないかという気がするんですよ。本則は、勧告に従わないときはできると。「また」か何かで、要するにできる、「また」を使おうと、「ただし」はおかしいので。「できるほか」もおかしいな。「また」か……。

前田委員 ニュアンスはわかるんですけども、ちょっとただし書という感じじ

やないんですね。

三好会長 僕もちょっとそんな感じがしてね。代案としては、「また」でつなげばあれなんだけれども、条文で、「また」でやっているのがあったか、いささか疑問なんですかね。

前田委員 これは大綱ですから、そんなに……。

三好会長 「また」でも一向に構わんとは思いますがね。

前田委員 ええ、構わないと思えますけれども。

三好会長 では、「また」ぐらいにしておくか。

三宅委員 「でき、必要がある」と……

三好会長 それでもいいんです。

石村委員 一文にしちゃってもいいね。

三好会長 区長は、と最初に書いて、「公表することができ、必要があると認めるときは、勧告を行わずに公表することができる。」それでいいですかね。その方がすっきりする。

最後の第7、これは「区民等」で、あいまいですけども、これは全然関係のない第三者からでもいいのかな。自分は撮られたことのない者からの文句でもいいのかな。

石村委員 意見、要望だから、いいんじゃないの。

三好会長 いいんでしょうね。このごろ何か行政事件訴訟法も、訴えの利益を広く認めようというふうになってきたから、このままでいいですかね。

石村委員 ここのところはいいとしても、どうなんだろうね、影響評価の規定とか何もないんだけどね。だから、こういう監視カメラの有用性とか、いわゆる肖像権の保護ということを一応ここでは議論はしているんだけど、それを評価する仕組みが全くなくて、何か、議会に対する有用性なり何なりを評価する、それは条例に入れなくてもいいんだけど、附則か何かでもいいけれども、そういうことをやってもらうという形のものを何かつけ加えないと、結局、利用基準と言っていながら、この利用基準に従えば、評価しないまま、有用性があるのかないのかわからないまま、行け行けどんどんになってしまうので、そこのところについて何か一つ もちろん必要だったらどんどんつけなければいけないし、しかし、有用性ははっきりしないとすればどうするか。実際にイギリスとかそういうところでもどん

どんどんどんつけているんだけれども、いろいろな報告書を見ると、ほとんど有用性が疑わしいものがメーカー主導でどんどんどんつけられていて、その効果がどうかわからない。その国の公的機関とか大学の機関がその有用性について非常に疑問を提起し出しているという問題があるので、附則でも何でもいいんですけども、評価というものを議会に報告するとか、努めるものとするとか、何かそういう仕組みがあった方が私はいいいんじゃないかなという気がしますね。

三好会長 それはどんな規定が考えられますか。

石村委員 よくわからないんですけども。だから、通常は苦情処理があったものとか、あるいは事務当局が、届け出を受ける当局が統計をつくって、それを議会にいわゆる年次報告書として上げるという仕組みなんですけれども。

三宅委員 個人情報保護法だと、内閣総理大臣は、各機関の長に対してこの法律の施行の状況について報告を求められることができるというので、第6の1とよく似たのがあるんですね。その後に、「内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。」というのがあるんですね。だから、報告をさせることを一応した上で、それを議会にさらに公表するか、それとも一般に公表するようにするか。

三好会長 議会にすれば、区報にも載せるだろうから、それはできますよね。

前田委員 何を報告するんですか。

三好会長 要するに運用状況。これは個人名じゃなくて、一般的な届け出状況なり、例えば届け出件数がどのくらいあったとか、違反として勧告した件数がどのくらいあったとか。

前田委員 効果を報告しろと言われても、無理ですよ。

三好会長 効果は、これで犯罪はこれだけ減ったということが言えるかどうかは、言えないので。

石村委員 効果はないほどいいんだろうけど。

三宅委員 利用の状況について報告を求めているわけだから、この結果を毎年度、議会に報告するということは面倒ですか。

石村委員 そんなことないね。

三好会長 それは、統計とるのは簡単なもの。

法規担当副参事 条例で議会に報告しなければならない義務づけというものは、

多分今の条例にはないと思いますけれども、随時必要な都度、所管の委員会には報告はしております。

三好会長 それだったら、答申の中に、この委員会の意見として、将来いろいろと状況が変動していくことが考えられると。だから、具体的にはどう書くかは別として、区長は、この設置状況あるいは違反状況、届け出状況、そういったことについて毎年、これは通常議会というのがあるんですか。通常というのはいないんですか。

法規担当副参事 年4回の定例会がございます。それ以外に大体毎月所管の委員会が……

三好会長 年1回と書くかどうか。国だったら通常国会というのはいくつかないから、通常国会といえはいいいんだけれども。

石村委員 現実には、審議事項じゃないから、別に委員会に提出する必要はないんでしょう。

法規担当副参事 ただ、必要な事項については随時委員会には報告はしています。

石村委員 委員会がそれは判断すればいいのであって、審査会とかそんなものをつくる必要ないからね。

三好会長 要するに我々の提案としたら、そういう状況を区議会に報告することが強く望まれるとか、そういうふうな書き方を答申の中にしておけばいいんじゃないんですか。

石村委員 あるいは、ここに書きちゃったら。

三好会長 条文に書くのは、どこに、附則かな。

区長室長 いわゆる条例の中にこれだけ、ほかにも区民の権利義務にかかわる事項というのはたくさんございまして、それを、このカメラだけが議会に報告というようなことがあると、ほかとの整合性がいろいろ出てきます。

石村委員 それはわかりますよ。

区長室長 むしろ私ども、そういった運用の実状とか、例えば何かまとめて、それを議会の委員会に報告するということは、当然、こういったことですから大いに関心があることですから、その辺は答申の中で、セキュリティーの問題とかいろいろあるでしょうから、実状といってもかなり概括的なことになりますので……

三好会長 それはそうですよ。個人の名前を出すわけにいかないしね。

区長室長 なりますよね。ただ、そういったことを報告するということはあり得

るんじゃないかと思います。

三宅委員 個人情報保護条例では、年次報告書みたいなのが出ていますよね。

法規担当副参事 公表することになっています。

三宅委員 だから、個人情報の特別法みたいな趣旨があるから、公表にしておいた方がいいんじゃないか。

三好会長 そうすると、今のご意見のあれからすると、これで作られる条例の附則の中に公表条文を入れるということですか。

法規担当副参事 それは条例に本則でありますから。

三宅委員 実効性の確保の第6のところにも……

三好会長 実効性の確保に入れるか。

石村委員 ああ、そうか、4でね。

三好会長 ただ、苦情の申し立て等も含めて報告した方がいいでしょう。

三宅委員 そうすると、後ろですね。

三好会長 そうすると、後ろになって補則か何かだ。

三宅委員 そうですね。それでもいいですね。

三好会長 第8、補則でもって、これはちょっと今ここですぐに条文を思いつかないから、何かそういう条文を考えていただく。要するに公表事項、それは区の場合であれば区報に出せばいいわけでしょう。

石村委員 何かあった方がいいですよ。その評価は要するに区民評価でも議会評価でも何でもいいから、とにかく何もない形ではね。

区長室長 当然、公表するということになりますと、そのこと自体を、毎年、できましたら議会には報告するということになりましますから。

三好会長 ただ、議会にやる条文をつくと、ほかとの影響が大きいとおっしゃるから、それなら、そういう公表条文を入れるかと。それなら別に区役所の方もそう被害を被ることはないでしょう。

区長室長 それは整合性のことで。

三好会長 事務だって、どうせこれだけの報告を求めてあれしたら、統計はとっておかなくちゃならないんだし。

今、8時15分前になりました。大体一通りあれしたので……。

三宅委員 第7で、2は「努めなければならない」ですけれども、処理するもの

とする、だと強いですか。そちらの方がもう少し強いかなというふうに思います。

三好会長 それは僕はどちらでも結構です。

石村委員 それの方がいいんじゃない。

三宅委員 だから、権利として認めるかどうかという性格論から言うと、私はこれはなかなか難しいだろうという気がするけれども、苦情申し立てについてはきちりした対応をできる限りとれるようにするには、努めるということで努力義務ですからというような形になるよりは、「ものとする」という形にしておいた方が、裁量はあるとしても、かなり拘束性は出てくるんじゃないかなと思うんですけども。

三好会長 それで、ちょっと思いついたんだけど、またここに本人が出てくるんですよ。ここは要らないんじゃないかと思って……。「区長は、防犯カメラの設置及び利用に関し、前項の苦情を適切に」と、それでいいんじゃないか。だから「設置者、利用者と本人との間に生じた」と、そこは要らないんじゃないかと思う。「前項の苦情」といえば、利用者と本人の間に生じないものもあるけれども、区に対する苦情だって、やはり迅速に処理した方がいいんだから。

それから、この 委員会、これは何か適当なものが見当たらない。現存のものを利用するとすれば、この前何かになると言っていましたね。

法規担当副参事 情報公開・個人情報保護審議会というのがございます。

三好会長 それで入れてよろしいですか。

三宅委員 入れるのに問題があるんですか、これ。いつも だと……。

区長室長 今、既存に個人情報保護審議会がございまして、そこで動いている。当然こういった内容の報告が出たら、今後その会長とかなんかとも協議しなければいけない。そういったことがありますから、ここで具体名が出てくると、ということだけの問題ですね。ですから、その辺をうまく……

三好会長 具体名が出るとまずいということですか。

石村委員 まずいというよりも、調整が必要だから、今のところ書けない。

三好会長 そういう意味ですか。それでは条例化するときまでか、答申のときまでは調整つかないですか。

区長室長 無理だと思います。

三好会長 そうすると、答申は でやるの。これもちょっと……。

三宅委員 よくあるのは、解説の中で、第三者機関を新設するのではなく、例えば情報公開・個人情報保護審議会等の既存の機関を活用する方向で検討するとか、その辺を解説の中に書いておく。

三好会長 ただ、ここをどう書くかなんです。答申の中に と入るのは
.....

石村委員 と書かなくて.....

三好会長 ちょっと待って。でも、これは区役所がつくる文章じゃないんだから、うちの方の答申する方が勝手にそう考えたので、後はそれを受けて調整したって、調整がまとまらなければ、条例で変えるのは、これは区議会の方の権限なので、入れてもいい。入れるとやはり差し支えるの。ちょっとおたくの方で、委員会の方は入れると言っているよということぐらいささやいておくことで、できませんか。

区長室長 少し考えさせてください。

三好会長 いや、私も官僚出身ですから、そういうことはよくわかるんですけどね。どうも で答申するのもちよっとおかしいからね。では、答申までにはそういうことにしていただけますか。

全体一応流したんですが、まだ微調整は残っていますけれども、こんなところがこの条例の守備範囲だというところで、ひとつご了解いただけますか。

なお、まだ時間がありますので、いろいろ調整の機会に、あるいは積極的に区役所の方でいろいろおっしゃっていただいて、よりいいものにしていくことが望ましいと思いますけれども。

それでは、一応この話はそれで、次の、答申の骨子の問題です。

答申の骨子というのは、中身は何もない見出しだけのものになっていますが、これにどう肉づけしていくか、それが一番大事なわけですけれども、答申は、本来なら起草委員ぐらいつくってやるべきでしょうけれども、4人で起草委員を選ぶと2人になるから、そこまではする必要はないと思いますので、先ほど事務局の方から言っていましたように、できるだけ私も関与するようにして答申をつくって、皆さんにいろいろと直していただく、そういうやり方を先ほど事務局もおっしゃっていましたけれども、そういう形でもよろしゅうございますか。

これについて何か、あるいは項目等その他、ここに何を書くんだということのご質問等ありましたら、またお願いしたいと思います。

石村委員 この3のところは、先ほどタイトル変えたら、そこも変わると思いますが、すけれども。

三好会長 これはそうですね。

それから、この辺になってくるとあれなんだけれども、条例名はそちらで考えていただければいいのか。最初から問題になっておりました、監視カメラか防犯カメラかという大きな問題が残るわけなんですけどね。ここは、監視カメラ一般について規制するものではない。防犯カメラについて規制というか、その一部について届け出制をとるものであるということが、この大綱になっているんですよ。そのまま帰結すると、防犯カメラになってしまうんですが。

三宅委員 これは、大綱そのものの中には監視カメラという言葉が1つも出てきませんよね。この専門家会議は監視カメラ一般を検討した上で……

三好会長 最初からその問題はありまして、それは私もずるいものだから逃げちゃって、最後に決めようということになって、結局、でき上がったものはもう防犯カメラだけになってしまっている。

石村委員 答申の中にちょっとそういう説明が必要なんじゃないんですかね。

三好会長 監視カメラについてこういう諮問をいただいたと。しかし、結局、現段階においてあれするのは防犯カメラにとどまることが妥当だということになったというような説明はもちろん入れることになると思いますね。

石村委員 だから、これは監視カメラに関する専門家会議だからね。

三好会長 その点の説明は入るけれども、いわゆる大綱の見出しとしては防犯カメラの利用基準についてと。

石村委員 要するに防犯カメラだけを今回取り上げた……

三好会長 そういうことになった帰結は、説明する必要があると思いますね。

石村委員 監視カメラ全体の問題はあるけれども、職場の監視とかいろいろな問題があるので、そういうもののうちの防犯カメラを、この専門家会議では1つの課題として集中的に取り上げたということでしょうね。

三好会長 当面、防犯カメラについて何らかのあれを加えることが必要という結論に達したと。

石村委員 だから、委員会の名称は監視カメラなんだけれども、やったことは防犯カメラという、監視カメラの一部分について検討を行ったということですね。

三好会長 そういう説明をしなくちゃならないと思いますね。だから、僕が今申し上げているのは、いわゆる「3 防犯カメラの利用基準について」、ここは防犯カメラでいくよりしょうがない。これまでも大綱のあれは監視（防犯）カメラということになっているけれども、答申の段階では、そこは防犯カメラにしてしまうより仕方がない。

石村委員 この「検討にあたっての基本的考え方」の「安心・安全な地域社会と防犯カメラの有用性」、この有用性というのはどうやってこの中で評価しますか。答申の2の 。何も資料がないんですよ。

前田委員 杉並区ではないんですけども、私はついこの間、ジュリストに書かせてもらったんですけども、新宿では、防犯カメラによって凶悪犯は3分の1になったんですね。

三好会長 歌舞伎町ですね。

前田委員 歌舞伎町は。物すごい効果があった、それははっきりしているんですね。

石村委員 それは、有用性については一部としてはそういう議論があるかもしれないけれども。

前田委員 まあいいですけども、だから、杉並区としては効果がないと書いていただいてもいいですけどね。

三好会長 ただ、それから、客観的事実として、防犯カメラによって、それが犯人の検挙なり犯人の割り出しなりに役立っているということは客観的事実ですからね。

石村委員 誤認逮捕なんかもありましたけどね。

三好会長 一部にそれは出るかもしれないけれども。

区長室長 これは検討に当たって、カメラに関する区民の意識調査等を行ってございまして、その中で、調査結果についてご報告いたしましたが、かなり区民の方から、94%の方が抑止効果があるというようなことも出ておりますので、そういったこと……

三好会長 それは区民の意識ですよ。客観的な有用性と、石村先生がおっしゃることとは若干ずれるわけですけども、ただ、客観的事実として、今前田委員のおっしゃったような、歌舞伎町で減っているとか、あるいは最近の事例でもってそれ

が犯人検挙に結びついたとか、そういうことがあるとすれば、それはやはり有用性と評価していいことだと思うんですよ。

三宅委員 ここは、ある程度アンケートの調査結果をまとめた内容をベースに議論したという形になるんでしょうか。

三好会長 それも入るでしょうね。この「区民の意識・地域の実態を踏まえ」と。

三宅委員 これは杉並区の答申だから……

石村委員 だから、住民の意識としてそういうものが出たということですから、有用性というのは、もっと客観的に……

三好会長 ですから、客観的に言うと、今前田先生がおっしゃった、一定の地域でもって犯罪が減少しているのは、それはまさにそのおかげなんですよ。

前田委員 同じ盛り場で、片一方は何倍にも増えているわけですよ。それはいろいろな精度の問題とかいろいろ議論の余地はあるけれども、まず効果があったと考えていいと思いますけどね。

だから、その論争をしてもしょうがないので、そこはやはり杉並区としては少なくとも住民の意識調査をやって、それだけ高い率で有用性があると区民が考えていて、入れてほしいという声があって、現に被害も遭っているから入れるという方向で検討するというぐらいにしておけばいいと思うんですけども。

三好会長 今、前田先生のおっしゃったのは主として のことになるけれども、だって、やはり先ほど前田先生のおっしゃったようなことは書くべきだと思うんですよ。

石村委員 かなり客観的に書かないとね、有用性について。

三好会長 客観的なデータで入れるよりしょうがないでしょうね。客観的なデータが有用性の問題であり、区民の意識というものが、区としてその方向を踏まえた行政、立法を行わなくちゃならんということも、そうなんでしょうね。

三宅委員 だから、これは と順序がこうなっているから、初めに防犯カメラの有用性があるのかないのかという議論になるわけで、どちらかというと、この専門家会議で、まずアンケートを踏まえてどうしましょうかという議論をするので……

石村委員 が になって、その後で防犯カメラの有用性の可能性みたいなのが

あって、その後でプライバシーが保護できる可能性がある、そういう順序なんですよけれども。

三宅委員 だから、アンケート調査の結果をある程度紹介すれば、内容としては、は、おのずと、その調整をどうするかという議論もあってこの大綱に至ったという形の基本的な議論の進め方と、あれにはなるんじゃないかなと思うんですよ。

三好会長 この順序をどう書くかは、実際に書いてみないと、どういう順序になるか……。

三宅委員 初めに防犯カメラの有用性ありきで書くから……

石村委員 要するに、何の議論に基づいて有用性を議論しているのかという問題になるから。

三好会長 これはどう書くかということを議論するんじゃないんですが、今一般的に日本の社会でもって防犯カメラはつけようというような自治体の動きというのはかなりあるわけですよ。

石村委員 いや、自治体だけじゃなくて、民間も全部そうだけど。

三好会長 言ってみれば、日本の世の中全体においてそういうことが起きてきている。それを最初に前提にしないと話が始めらんわけですよ。なぜ区民の意識調査をしたかということ、そういう状況にあるのを区民はどう考えているかということの意識調査をした。だから、そこのところ と がミックスになるかもしれないけれども、各自治体なりあるいは民間なりがつけようとしているということは、かなり大きなあれじゃないでしょうかね。

石村委員 だから、防犯カメラは要らないという議論ではないんですよ。要らないという議論ではないんですけども、有用性がどうかということは……

三好会長 だけれども、有用性がないんなら要らないですよ。

石村委員 いやいや、そんなことない。要らないんですけどもつけている……

前田委員 有用性に関しては、抑止効果があるかどうかという以外に、捜査に役に立つというのも非常に重要な有用性ですよ。それから、区民が安心して歩けるということも有用性ですよ。その辺はあるし、客観的にデータも出ていることで、もう公にもしていますし、警察でも出しているし、それはやはり引用しても私はいいと思いますけどね。効果がある、抑止効果もある、それから、いろいろな意味で犯罪捜査にも役に立っているというのは事実だと思うんですけども。

三宅委員 だから、警察庁の出しているデータがここで議論されていないから、するとしたら、アンケート調査の……。

前田委員 だから、引用しているんですよね。

石村委員 引用するんだったら、有用でないということの議論もやらなきゃいかんし……

三宅委員 むしろ逆に杉並区のアンケート調査をきっちり引用して、そちらの方がいいと思いますよね。

三好会長 アンケート調査はもちろん引用しますけどね。

石村委員 今回やったのは、アンケート調査ということが一番重要なのであって、警視庁がどう言っているかとか、どこがどう言っているかとなってきたら、有用性でないという議論だっていっぱいあるわけだから。

前田委員 いやいや、ただ、データとして有用でないというデータはないんじゃないですか、今。

石村委員 あるでしょう。イギリスの……

前田委員 いや、日本で、日本で。

石村委員 日本は今つけている最中だからね。どこで有用性が議論できるかというと、ある程度ばんばん設置して、これはいかんじゃないかというところで初めて有用性があるかどうか評価できるので、今ないところにつけている段階で有用性なんて評価できないですよ。

前田委員 でも、比較検討して同じような……

石村委員 比較検討するんだったら、先進国のイギリスなんかの議論、内務省の議論だって。

三好会長 他国のことをあれするよりは、むしろ同じ東京の中のことも考えた方がいいですよ。

前田委員 内務省の調査よりは精度高いですからね、言っておくけど、イギリスよりはね。

石村委員 それはわからんですよ。

前田委員 いやいや、対象のグループの中の問題だから。

三宅委員 だったら、アンケート調査の正確な報告をまず書いた方が客観的なデータがおのずと と は出てくると思うから、それでいいと思うんですけどね。

石村委員 、これでどうかということが一番のレベルの問題であって、勝手に私どもが有用だの、有用でないだのと議論しても……

三好会長 でも、客観的事実を挙げることはいいでしょう。

石村委員 だから、 が私一番いいと思う。

三好会長 いや、そうじゃなくて、 は意識なんですよ、どちらかという。だって、具体的に、私は防犯カメラがあったからこのようにして逃げることができたとか、私をあれした犯人はこのように捕まったとかいうアンケート調査の結果は出ていないんですよ。ですから、ここにあるのは区民の意識、それから地域の実状、そういうものはこのアンケート調査で出てきている。犯罪が増えているとか、そういうことの状態は出てきている。それはそれでもって、もちろん防犯カメラの有用性の一部を構成するものだ。それだけが防犯カメラの有用性を言っているものじゃない。さっき言ったように、区民に安心感を与えたり何かするのは区民の意識から明らかだし、それから、犯罪の減少なり、あるいはそれをもとに検挙された事例とか、抑止にも役立っているし検挙にも役立っているということなら、それはやはり有用性なんです。それは何件のうち何件それであったというふうなことの問題ではなくて、そういうことがあるということから、日本の中において、皆つけようということの進められ方がしてきているわけですから、やはりそのことは言わざるを得ないと思います。たとえそれが警察のデータであろうともね。

石村委員 だから、そういう議論をするのはいいんだけど、それが本当に有用性という議論とは違うでしょう。

三好会長 だって、犯罪が減ったら有用性でしょう。

石村委員 有用性というのは、費用対効果も含んで有用性でしょう。

三好会長 費用の問題は今はいいいんですよ。費用の問題は、これはそれぞれつける人が考える問題で、ここで今区役所が投資しようという問題じゃないんですよ。だから、とにかく有用性というのは費用対効果の問題じゃなくて、それによって犯罪防止なりあるいは検挙なりにどれだけつながっているかということの問題です。それがつながったり、あるいは抑止があったということならば、それはやはり有用性があるんですよ。

石村委員 いや、そうは言えないんじゃない。

三好会長 どうしてですか。防犯カメラで犯罪が減って、どうして有用性じゃな

いんですか。

石村委員 有用性といっても、外部不経済になっている部分、要するにこちらではプラス面があるけれども、プライバシーとかそっちの方ではマイナスがあるんだから……

前田委員 それがプライバシーの保護だから。

三好会長 それはプライバシーのことを配慮すると言っているのです。

石村委員 有用性という場合には、直接費用と外部不経済になっている部分を内
部化した上で有用性がどうかという議論をしないと……

三好会長 経済の問題じゃないんですよ。

前田委員 やめましょう、もうそれは。

石村委員 入って、先生、議論しなきゃいかん。

前田委員 いや、それはもう私は「ジュリスト」に書いているわけですから。

石村委員 「ジュリスト」に書いているかどうか知らないけれども、議論して
いないでしょう。先生が言うのは、警察のデータがどうだとか、そんなことばかり言
っているわけですから。

前田委員 だって、現に認知件数が減っているわけですよ。3分の1に凶悪犯が
落ちたんですよ。入れないところは倍増しているんですよ。要するに新宿のカメラ
地区は減って、池袋、六本木、渋谷は全部増えたんですよ。それはいろいろな犯罪
ごとにいろいろ書いてあるんです。非常に効果があるということははっきりしてい
るんですよ。

石村委員 どうかな。

三好会長 今、経済性の問題は議論の問題じゃないです、これは。

石村委員 だって、有用性というのはそういうことだ。

三好会長 有用性というのは、それがどういうふうに関係することですよ。

石村委員 だから、犯罪が減ったとか、そういう議論も1つの案ですよ。それ
はプラス面として考えるならば1つだけれども。

三好会長 では、有用性と言って悪ければ、効果ですよ。高い効果。有用性とい
う言葉が悪ければ、高い効果を上げていると書いてもいいですよ。有用性という言
葉が悪ければ。

石村委員 高い効果があるかどうかは……

三好会長 あるのは、今言ったように犯罪が抑止され、犯罪の検挙率が上がれば、それは有用性なんですよ。有用性であり、効果が上がっているということなんですよ。

石村委員 まあ、いろいろな議論がありますけどね。

三好会長 それが普通の考え方だと思いますけどね。別に費用と効果でもって、費用に比べて効果が上がったから有用だということの問題をここで議論しているわけじゃないんです。

前田委員 要するに、こういう議論になると思っていないからあれですけども、私は、今年の夏にそのことで論文を書いて、具体的な数字を挙げて、これだけ効果がありましたということを提示しているわけですよ。法律の世界では結構メジャーな「ジュリスト」という雑誌にね。日本ではこんなにすばらしい効果が上がっていると。それはいろいろなところでも評価がされているわけですよ。ただ、ここで客観的なデータとしてそれを使って何とかということと言えとは言っていないですけども、要するに防犯カメラが日本で効果がないという議論はないんじゃないですか。

石村委員 どうかわからないけれども、だったら、効果と書けばいいじゃない。

前田委員 効果でもいいですけども……。

三好会長 効果があるから有用なんでしょう。

前田委員 要するに何のために入れるかということ、犯罪を防ぐ、それから安心して暮らせる、犯人が捕まるということに有用だから。それを否定してしまったら、何のために入れるかということなんですね。ただ、この検討会のメーンはアンケート調査ですから、これも大変な数字で、94%がああいう反応を示したというのは非常に重要だと思います。それをもとにやはり入れていくべきだ。それで不安感というのは30何%と非常に少ない。それに比べて、入れてほしいという方が強いということを書いていくというのも1つですよ。

三宅委員 だから、そこを書いて、あと と はさらっといってください。

三好会長 さらっといかなくても、区民がつけてくれ、つれてくれと言ったって、全く効果が上がらないものはつけなきゃいい。ここで今、区の費用がかかるとか、あるいは町内会、商店会の費用がかかるとかいう問題を議論することではないんです、この条例の問題は。だから、費用対効果の問題じゃないです。

三宅委員 これは防犯カメラをつけたときの有用性に配慮しつつプライバシーの保護をどう図るかというところを基本的な考え方として検討して、こういう利用、設置の基準を設けることにした、それには区民の意識の実態を踏まえてこういうようなアンケートの杉並区民の意向があったので、できる限りその実情に合った仕組みづくりとしてそれを踏まえるものとして検討した、そんな感じでしょう。余りと は議論が分かれてはいけないので、それよりは……

三好会長 やはり有用性という問題は入れるべきでしょう。

前田委員 有用性は大前提ですよ。

三宅委員 だから、それは目的規定に、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、区民等の自由と権利利益を保護することを目的とするとあるわけだから、そのあたりがざっと書いてあれば、基本的な考え方が目的規定になっているわけだから、そこを と区切って1つずつきっちり論ずるとまたややこしくなるから。

三好会長 その辺はまた皆さんのご議論を承りつつ、区役所も作業を進めると思っていますので、この辺で終わらせていただきます。

あとは答申までのスケジュールと書いてありますが。

区長室長 答申までのスケジュールでございますが、三好会長からご意見などを伺いながら事務局の方で、答申の案につきましてまとめさせていただきまして、皆様方に2回、3回と、ここに書いてございますように、調整を図りながら答申に向けてやっていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

三好会長 いろいろな議論ございましたけれども、最後の答申までひとつよろしくご協力お願いいたします。